

小樽市営住宅条例の一部改正(素案)の概要について

市営住宅の入居者資格について

[背景]

平成19年4月に東京都町田市内の都営住宅で発生した暴力団員による立てこもり発砲事件を契機として、暴力的不法行為を集団的又は常習的に行う暴力団員を公営住宅から排除し、入居者や周辺住民の皆様の安心と安全を保持することが重要な課題となっています。

[必要性]

市営住宅の入居に当たっては、募集を大きく上回る入居希望者があり、暴力団員を市営住宅に入居させることは、公営住宅法に基づいて低廉な家賃で供給された市営住宅において、不当な利得を受け、暴力団の維持存続に利用されるおそれも生じることから、条例に暴力団員の排除規定を設けることとします。

[条例の中に次の要件を追加]

(1) 入居者資格

申込者及びその同居者が暴力団員である場合は、入居できません。

(2) 同居の承認

同居しようとする人(入居者を含む。)が暴力団員である場合は、承認しません。

(3) 入居の承継の承認

住宅の承継者(同居者を含む。)が暴力団員である場合は、承認しません。

(4) 明渡請求

既に入居している人が暴力団員であることが判明した場合において、特に必要があると認めるときは、明渡請求を行います。

[用語の説明]

(1)「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。

(2)「同居の承認」とは、入居者が入居当初の同居親族以外の人を同居させる場合の承認をいいます。

(3)「入居の承継の承認」とは、入居者が死亡し、又は退去した場合に、入居の権利を同居者に承継させることについての承認をいいます。